

◎新潟県公安委員会告示第63号

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定め、令和3年6月1日から施行する。

令和3年5月28日

新潟県公安委員会

委員長 阿部 隆

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(令和3年新潟県公安委員会規則第7号。以下「規則」という。)第3条、第4条第1項、第4項ただし書及び第5項ただし書並びに第6条第1項の規定に関し、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、規則で使用する用語の例による。

(適用する手続等)

第3条 規則第3条の規定により適用する手続等は、別表第1の左欄に掲げる法令のそれぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく手続等とする。

(電子計算機の技術的基準)

第4条 規則第4条第1項に規定する申請等を行う者及び第6条第1項に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

(申請者の確認のための措置)

第5条 規則第4条第4項ただし書に規定する措置は、別表第2の左欄に掲げる法令のそれぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この項において同じ。)の送信(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。)の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分(以下この項において「申請部分」という。)をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。)ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの(以下この項において「ワンタイムURL」という。)を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置とする。

2 規則第4条第5項ただし書に規定する措置は、別表第2の左欄に掲げる法令のそれぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、規則第4条第2項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信する措置とする。

別表第1 (第3条関係)

法 令	規 定
道路交通法(昭和35年法律第105号)	第78条第1項、第4項及び第5項
自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)	第4条第1項
自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号)	第5条第1項
警備業法(昭和47年法律第117号)	第16条第2項及び第3項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第4号)	第17条第1項

別表第2 (第5条関係)

法 令	規 定
道路交通法	第78条第1項、第4項及び第5項
警備業法	第16条第2項及び第3項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則	第17条第1項